

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（<u>法第2条第1号</u>に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和4年1月1日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国（<u>77か国</u>及び地域）</p> <p>（「輸入税」の範囲）</p> <p>1-1 条約第1条（a）《「輸入税」の定義》に規定する輸入税とは、関税、輸徴法第2条第1号《定義》に規定する内国消費税及び地方税法第72条の77第3号《定義》に規定する貨物割をいい、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第5条《指定地外検査の許可手数料》に規定する手数料は、条約第1条（a）ただし書の規定により輸入税には含まれないので、留意する。</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第3条第1項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場</p>	<p style="text-align: center;">第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>（通関手帳の使用が可能な国及び地域）</p> <p>0-2 通関手帳（<u>法第1条第1項</u>に規定する通関手帳をいう。以下本章において同じ。）の使用が可能な国及び地域は、次のとおりである（<u>令和2年3月1日現在</u>）。</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、<u>ブラジル</u>、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国（<u>78か国</u>及び地域）</p> <p>（「輸入税」の範囲）</p> <p>1-1 条約第1条（a）《「輸入税」の定義》に規定する輸入税とは、関税、輸徴法第2条第1号《定義》に規定する内国消費税及び地方税法第72条の77第3号《定義》に規定する貨物割をいい、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第5条《指定地外検査の許可手数料》<u>及び第6条《臨時開庁についての承認手数料》</u>に規定する手数料は、条約第1条（a）ただし書の規定により輸入税には含まれないので、留意する</p> <p>（保証団体による通関手帳の確認）</p> <p>3-1 令第3条第1項に規定する「税関長がその必要がないと認めた場</p>

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注） 下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（令和4年1月1日現在）</p>		<p>合」とは、次に掲げる場合以外の場合とする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通関手帳の表紙の最上欄（発給団体）に、次表に掲げる団体名が記載されていない場合（注）</p> <p>（注） 下表の団体名は、「下表の団体以外の団体名（実際の発給団体）、under the guarantee of（下表の団体名）」という形で記載されることもあるので、留意する。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年3月1日現在）</p>	
国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）	国名	団体名（国際保証組織に加入している団体）
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>B R A Z I L</u>	<u>National Confederation of Industry</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)